

新居浜市公告 7 1 号

新居浜市シティプロモーション用ショート動画等制作業務事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について

新居浜市シティプロモーション用ショート動画等制作業務事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 1 5 日

新居浜市副市長 赤 尾 禎 司

1 業務の概要

- (1) 業務名 新居浜市シティプロモーション用ショート動画等制作業務
- (2) 業務内容 別記仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで
- (4) 提案上限額 2, 0 2 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 事業担当課

〒 7 9 2 - 8 5 8 5

新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号

新居浜市企画部シティプロモーション推進課

電話 0 8 9 7 - 6 5 - 1 2 5 1 （直通）

E-mail promo@city.niihama.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、新居浜市に令和7・8年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「測量・建設コンサルタント等」又は「物品・役務」において、参加資格を有すると認定（認定期間が有効であること。）されており、次の要件を全て満たすものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定ほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）であると認められること。

（2）公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市（以下「本市」という。）の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

（3）過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）に、国又は地方公共団体等が発注したプロモーションに関する動画制作等類似業務の受託実績があること。

4 参加資格確認申請等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

（1）提出期限 令和7年5月28日（水）17時15分

（2）提出先 2の事業担当課

5 参加資格確認結果の通知

令和7年5月30日（金）までに事業担当課から公募型プロポーザル参加資格確認

結果通知書（様式２）により通知する。

6 プロポーザル関係書類の配布方法

本市のホームページ（<https://www.city.niihama.lg.jp/>）のトップページ上の「組織でさがす」→「企画部」→「シティプロモーション推進課」画面を展開し、「新着情報」上の関係資料をダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

（１）配布期間

公告日から令和７年５月２８日（水）までの閉庁日を除く８時３０分から１７時１５分までの執務時間内

（２）配付場所 ２の事業担当課

7 受託候補者の特定

企画提案の審査は、新居浜市シティプロモーション用ショート動画等制作業務事業者選定プロポーザル審査委員会において、企画提案関係書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、審査基準に基づき、総合的に評価及び判断し、受託候補者を特定する。

8 その他

（１）受託候補者の特定後、本市との協議を経て契約締結を行う。

（２）企画提案書その他の関係書類の作成及び提出に要する経費、その他本業務の企画提案参加に要する経費は、参加者の負担とする。また、提案報酬は、支払わないものとする。

（３）その他詳細については、新居浜市シティプロモーション用ショート動画等制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領による。